指導の手引き

目次

[1. 概論（各段階共通） 1](#_Toc68083726)

[2. 指導の手引き（幼児期） 5](#_Toc68083727)

[3. 指導の手引き（小学校 低・中学年） 8](#_Toc68083728)

[4. 指導の手引き（小学校 高学年） 11](#_Toc68083729)

[5. 指導の手引き（中学校） 14](#_Toc68083730)

[6. 指導の手引き（高校） 18](#_Toc68083731)

[7. 指導の手引き（高校卒業直前） 22](#_Toc68083732)

[8. 指導の手引き（特別支援教育） 26](#_Toc68083733)

※「生命（いのち）の安全教育」の実施に当たり、参考となる情報を以下URLのページに掲載し、随時更新しております。

　御確認いただき、必要に応じて授業で紹介するなど適宜、御活用ください。

＜「生命（いのち）の安全教育」参考情報＞

　URL：<https://www.mext.go.jp/content/20230727-mxt_kyousei01_000014005_1.pdf>

# 概論（各段階共通）

1. 生命（いのち）の安全教育の趣旨・目標

|  |
| --- |
| * 趣旨
* 性犯罪・性暴力対策の強化

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。性犯罪・性暴力の根絶は、待ったなしの課題であり、その根絶に向けて誰もが性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要がある。令和2年度から4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日決定）に基づき、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていく。* 生命（いのち）の安全教育

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防」の一環として、子供を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」を推進する。性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要である。そのためには、子供たちに、そして、社会に、①生命（いのち）の尊さや素晴らしさ、②自分を尊重し、大事にすること（被害者にならない）、③相手を尊重し、大事にすること（加害者にならない）、④一人一人が大事な存在であること（傍観者にならない）というメッセージを、強力に発信し続けることが重要である。性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、就学前の教育・保育を含め、学校等において、地域の人材の協力も得ながら、また、保護者等の理解を得ながら、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。* 目標

性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける。 |

1. 各段階におけるねらい（概要）

生命の安全教育を推進し、また学校教育全体で性暴力防止に向けた取組を進めることで、各段階において、以下に示すねらいを達成することを目指すものとする。

| 発達段階 | ねらい（概要） |
| --- | --- |
| 幼児期 | 幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようになっていく。 |
| 小学校 | 低・中学年 | 自分と相手の体を大切にする態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。 |
| 高学年 | 自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。 |
| 中学校 | 性暴力に関する正しい知識を持ち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。 |
| 高校 | 性暴力に関する現状を理解し、正しい知識を持つことができるようにする。また、性暴力が起きないようにするために自ら考え行動しようとする態度や、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。 |
| 特別支援教育 | 障害の状態や特性及び発達の状態等に応じて、個別指導を受けた被害・加害児童生徒等が、性暴力について正しく理解し、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。 |

1. 各段階における指導内容（一覧）



1. 生命の安全教育の推進に当たっての留意事項
* 教材「生命の安全教育」の使用について

　本教材は、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、体育科、保健体育科や特別活動を含む教育課程内外の様々な活動を通じて活用することが考えられる。なお、各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえた上で、適切に使用するよう留意することが必要である。

また、授業、指導に当たっては、教材の一部分を活用することも可能である（例：プール指導時に該当部分を切り出して説明、各教科等の授業において関連するスライドを活用等）。

* 児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント

|  |
| --- |
| 【事前準備・相談を受けた場合の対応方法】* 授業後に、児童生徒が性暴力被害を受けた、受けていることを開示してきた場合の対応を事前に検討しておく必要がある。
* 被害開示を受けた場合、児童生徒が安心して話せる場所で、最初の段階では「誰に何をされたか」を聞き取り、最後に「話してくれてありがとう」と伝える。詳細については無理に聞きすぎず、必要に応じて専門機関（警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所等）と連携して対応する。また、家族や、学校の他教員、専門機関にどこまで情報を共有してよいかについて、本人に同意をとる。
* 聞き取りの際、「なぜ」「どうして」という圧力をかける言葉は避け、「どういうことで」に言い換える。（例：「どうしてそこに行ったの？」ではなく、「どういうことがあって、そこに行くことになったの？」等）
* 被害開示を受けた教職員が怒りや動揺を見せると、被害児童生徒はそれ以上話ができなくなってしまうため、感情的な対応にならないよう留意する。
* 他の教職員に同じ話を聞かれて、被害体験を思い出させられることはトラウマ体験を深めることにつながり、被害児童生徒の話の内容や記憶が変化してしまう可能性もあるため、もう一度同じ話を聞くことは避ける。聞き取りの際は、児童生徒が信頼できる複数の教職員（スクールカウンセラー含む）が対応することが望ましい。

【被害児童生徒の心身の回復に向けた支援】* 被害児童生徒は、心身に大きな傷を負い、寝られない・食べられない等の身体症状や様々なトラウマ反応が現れることがある。教職員は、性暴力の被害者にそのような反応が起きることを理解した上で、被害児童生徒に対して自然な反応であることを伝え、不安をやわらげることが心のケアにつながる。また、スクールカウンセラーと連携して対応することが重要である。
* 被害児童生徒の様子を見守りつつ、保護者と定期的に連絡を取り、被害児童生徒の心身の回復に向けて必要なことや保護者が望んでいることを、理解することが重要である。
 |

* 指導上の配慮事項

指導に当たっては、各段階における指導上の留意点のほか、以下の点にも配慮する必要がある。

|  |
| --- |
| 【家庭で性暴力被害等の経験がある児童生徒への対応】* 家庭で被害経験（性暴力被害のみならず、身体的虐待や心理的虐待、ネグレクトの被害を含む）がある児童生徒は、「自分の体も相手の体も大切」等の内容を理解、実践できない可能性がある。
* 当該の児童生徒については、家庭の養育環境を含む他の要因があることを考慮に入れて、児童相談所等の専門機関と連携して対応することが重要である。

【外国人児童生徒への配慮】* 挨拶の際の行動や、距離感等の考え方が、文化によって異なる場合がある。外国人児童生徒の文化的な背景に十分配慮し、外国人児童生徒の行動が他の児童生徒からの非難の対象となったり、外国人児童生徒の自尊感情を低下させたりするようなことがないようにする必要がある。
 |

* 保護者への対応（小学校以降）

|  |
| --- |
| * お便り等を通じて保護者に対して、事前に授業のねらいや内容について伝え、授業後もその様子を伝える。
* 授業後に保護者から相談が寄せられた場合は、状況に応じて児童生徒への聞き取りや専門機関の紹介を行う。
* 授業の保護者の参観については学校の判断とするが、参観を可能とすることも考えられる。
 |

※幼児教育及び特別支援教育における保護者への対応のポイントは、「指導の手引き（幼児期）」及び「指導の手引き（特別支援教育）」を参照。

相談機関

児童生徒の状況に応じて、専門機関（警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所等）と連携して対応することが望ましい。

相談機関（例）を以下に示す。

| 相談機関 | 機関概要 | 連絡先 |
| --- | --- | --- |
| 性犯罪被害相談電話 | 性犯罪の被害等の相談に対応。発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる。 | ♯8103（ハートさん） |
| 警察相談専用電話 | 近くの都道府県の警察本部等の総合窓口に直接つながる。 | ＃9110* 最寄りの警察署でも対応
 |
| 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター | 性犯罪・性暴力に関する相談について、関係機関と連携し、産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関係の支援、法的支援等を実施（各センターによって支援内容は異なる）。 | ♯8891（はやくワンストップ）* 全国共通番号
* 最寄りのセンターにつながる
 |
| 児童相談所 | 子どもに関する家庭その他からの相談に対して、子どもが有する問題や子どもの置かれた環境の状況等に応じて、必要な支援を実施。 | 189* 最寄りの児童相談所につながる
 |
| 子どもの人権110番（法務局・地方法務局） | 子どもの人権問題に関する相談について、事案に応じて関係機関と連携し、被害児童の保護を図るなどの措置を実施。 | 0120-007-110* 最寄りの法務局・地方法務局につながる
 |
| 子どもの人権SOSミニレター（法務局・地方法務局） | 全国の小中学校の児童・生徒を対象に、相談専用の便せん兼封筒である「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、子どもたちがミニレターに書いて送付した悩みごとの相談に対応。 | 最寄りの法務局・地方法務局 |
| 女性の人権ホットライン（法務局・地方法務局） | 女性の人権問題に関する相談について、事案に応じて関係機関と連携し、被害女性の保護を図るなどの措置を実施。性的画像を含むインターネット上の人権侵害情報の削除などの相談にも対応。 | 0570-070-810* 最寄りの法務局・地方法務局につながる
* インターネットで相談可
 |
| 犯罪被害者支援ダイヤル（日本司法支援センター（法テラス）） | 被害に遭われた方やご家族の状況等に応じて適切な法制度や相談窓口を紹介。 | 0570-079714（なくことないよ）* IP電話からは03-6745-5601
* メール問合せも可
 |

※NPO等の民間団体を含め、上記以外の相談機関に相談することも可能である。

内閣府男女共同参画局ウェブサイト（以下）等でも、相談窓口を案内している。

<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/vaw/consult.html>

# 指導の手引き（幼児期）

* 幼児期におけるねらい

|  |
| --- |
| 以下について、幼児の発達段階に応じてできるようになっていく。* 自分の体は自分だけのものであり、大切にすること。
* 自分だけの大切なところ（「水着で隠れる部分」等）は、見せたり、触らせたりしてはいけないことを意識すること。
* 水着で隠れる部分は、「プライベートゾーン」、「プライベートパーツ」といわれることもある。
* 自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法を身に付けられること。
* 自分の体と同様に、相手の体も大切にすること。
* 相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけないことを意識すること。
 |

* 指導事例
1. 対象年齢（目安）

5歳～6歳

1. 実施場面

怪我をしたときや園の生活や行事等、園生活の中で折りに触れて「自分の体も他の幼児の体も大切にしよう」という気持ちを育むとともに、自分だけの大切なところ、自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法について伝える。

1. 使用教材

「生命の安全教育（幼児期）」

1. 題材について

|  |
| --- |
| * 題材設定の理由
* 異性の体の違いに気が付き、興味を持ち始める幼児もおり、性暴力の加害者・被害者にならないよう、幼児期から自分や相手の体を大切にできるようにする。
* 指導上の留意点
* 幼児期の教育は生涯の人格形成の基礎を培う重要なものである。そのため、園での生活や他の幼児との関わりを通して、自分自身を大切にすること、相手を尊重する気持ちを育んでいくことが大切である。そして、これらを基盤に、自分と相手の大切なところを守るルール、自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法について、遊びや日常生活を通して繰り返し伝えることが重要である。例えば、着替えの際には、男女の同室別室に関わらず、他の幼児の着替えの様子をじっと見つめる等、相手が嫌な気持ちになるような言動はせず、自分も相手も気持ち良く過ごせるようにするのが大切であると伝えること等が考えられる。
* 実際の性暴力においては、水着で隠れる部分への接触だけでなく、体を撫でる、顔にキスをするといった行為が多いことを念頭に、「水着で隠れる部分」のみが大事であるという伝え方にならないよう注意する。
* 指導方法
* 教材を紙芝居形式にして活用する。ただし、幼児期は遊びや生活を通して学ぶ時期であることから、紙芝居の活用のみではなく、園での生活の中で機会を捉えて指導することが大切である。その際、自分自身を大切にすること、相手を尊重する気持ちを育むことを基盤に、幼児の疑問や気付きを大切にすることで、幼児なりにその必要性が理解できるようにすること。
* 園での生活の中で場面を捉えて、教材を切り分けて使用する。（例：プール等、一斉に着替える場面があるときに「じぶんだけのだいじなところ」のパートを用いて自分だけの大切なところについて幼児に伝える）
* 「性暴力」というテーマを取り扱う上での留意事項
* 家族や親族等から性暴力被害を受けている幼児がいる可能性があることを意識した上で、指導する必要がある。
* 性暴力被害を受けた、もしくは受けている可能性がある幼児がいれば、特に注意深く様子を見守り、適宜フォローする。
 |

1. 学習内容・留意点等

遊びや生活を通して、幼児なりにその必要性を感じ、できるようになっていくようにする。

| テーマ | 内容 | 指導上の留意点 | 教材等 |
| --- | --- | --- | --- |
| じぶんのからだ | * 自分の体は自分だけの大切なものであることに気付く。
* 相手の体も大切であることを理解する。
 | * 自分の体を大切にするためにできることが何かを考えさせる。
 | 教材P. 1-6 |
| じぶんだけのだいじなところ | * 自分だけの大切なところ（「水着で隠れる部分」等）に気付く。
* 自分だけの大切なところは見せたり、触らせたりしてはいけないことを理解する。
* 相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけないことを理解する。
 | * 水着で隠れる部分だけでなく、口や顔、その他の部分を含め、どのような場所が大事か、具体的な場面を思い起こさせながら、自分の体は全てが大切であることを伝える。
 | 教材P. 7-13 |
| いやなきもち | * 嫌な気持ちになる触り方について考え、対応方法を知る。
 | * 日常生活で起こり得る、急に抱きついたり、着替えをじろじろ見たりするような場面を通して、自分の体を触られて嫌な気持ちになったり、びっくりしたりする触り方が嫌な触り方であることに気付かせる。
* 幼児の間でスカートめくりやズボン下ろし等が行われている場面を見かけたときは、そうした行為も性的ないじめにつながる可能性があることを念頭に、スカートめくりやズボン下ろし等も嫌な触り方／嫌な触られ方であることを伝える。
* 嫌な触られ方をしたときに相談する「安心できる大人」について考えさせ、例えとして、幼稚園・保育園の教職員や、家族等がいることを伝える。
* 嫌な触られ方をしたときの対処法について考えさせ、もし嫌な触られ方をしたときには、「いやだと言う」、「逃げる」、「安心できる大人に相談する」ことを確認する。
 | 教材P.14-26 |

1. 幼稚園・保育園等の施設全体で性暴力被害防止に取り組む際のポイント

|  |
| --- |
| * 日常生活の中で、幼児同士で相手の体を触ったり、抱きついたりする場面がよく見られるが、一方が嫌がっている場合もあるため、それに教職員が気付き、そのときの状況や幼児の思いに配慮しながら、声を掛けたり、幼児同士のコミュニケーションを促したりすることが重要である。
* 幼児が一斉に着替えるプール等の際に、着替えているところを見られたくないという幼児もいるため、教職員がこのような幼児の声に耳を傾け、必要に応じて個別に対応を行うことが重要である。
* 自分は大切な存在という自尊心が育まれていないことが、自分や相手を傷つける行動につながることがあるため、日常生活の中で幼児の言動を観察し、頑張っていることやできていること等を認めて声を掛けることが重要である。
* 相手が嫌がっているにも関わらず体を触ることや、水着で隠れる部分を無理に見ようとすること等が性的ないじめにつながるといったことも幼児に伝える必要がある。ただし、その際は幼児の発達に応じた伝え方となるよう、例えば、相手が嫌がっているときに無理に体を触ってはいけないことをはっきりと伝えていくこと等が考えられる。
 |

1. 保護者への対応

|  |
| --- |
| * 保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児の活動の機会を設けたりすることを通じて、家庭との連携を十分に図り、保護者の「生命の安全教育」に関する理解が深まるよう配慮する。
* 保護者から相談が寄せられた場合は、状況に応じて専門機関の紹介を行う等、対応を事前に検討しておく必要がある。
 |

# 指導の手引き（小学校 低・中学年）

* 小学校 低・中学年におけるねらい

|  |
| --- |
| * 自分の体も他の人の体も大切であることを理解できるようにする。
* 自分と他の人の大切なところ（「水着で隠れる部分」等）を理解できるようにするとともに、大切なところを守るルールを理解できるようにする。
* 水着で隠れる部分は、「プライベートゾーン」、「プライベートパーツ」といわれることもある。
* 自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになる場面について考え、このような場面が起こったときの対応方法を身に付けることができるようにする。
* 自分と他の人を大切にする態度を養う。
 |

* 指導事例
1. 題材名「生命の安全教育」
2. 学年（目安）

小学校1年生～4年生

1. 使用教材

「生命の安全教育（小学校低・中学年）」

1. 題材について

|  |
| --- |
| * 題材設定の理由
* 小学校低・中学年から自分と他の人の体を大切にできるようにすることで、性暴力の加害者・被害者にならないための知識や判断力を身に付ける必要がある。
* 相手の気持ちを考えずに、自分の大切なところを見せたり、他の人の大切なところを見たり、触ったりすることも性暴力にあたることを理解することで、性暴力の加害者にならないための思考を身に付ける必要がある。
* 性暴力の加害者は家族や親族等の身近な人である場合もあり、児童が性暴力被害に気が付いていない場合もあることから、自分と他の人の大切なところについて学び、大切なところを守るルールを理解することで、性暴力被害に気が付けるようになる必要がある。
* 指導上の留意点
* 児童の理解を深めるため、日常生活の場面を想定した事例を通して、自分と他の人の大切なところを守るルールや、自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法等について指導する。
* 実際の性暴力においては、水着で隠れる部分への接触だけでなく、体を撫でる、顔にキスをするといった行為が多いことを念頭に、「水着で隠れる部分」のみが大事であるという伝え方にならないよう注意する。
* 「性暴力」というテーマを取り扱う上での配慮・留意事項
* 家族や親族等から性暴力被害を受けている児童がいる可能性があることを意識した上で、授業を行う必要がある。
* 性暴力被害に遭ったもしくは遭っている児童がいる可能性を十分に考慮し、気分が悪くなった場合は授業中にいつでも退席できる体制を取るとともに、配慮が必要と思われる児童がいれば授業中の様子を特に注意深く見守る。可能であれば、養護教諭が授業に立ち会い、児童の様子を見て適宜フォローする。
* 過去に性暴力に遭った児童がいることを把握している場合、授業前に個別に声をかけて授業に参加するかどうかは自分で決めてよいと伝える。
 |

1. 展開

|  | 学習内容・活動 | 指導上の留意点 | 教材等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 導入 | * 自分の体は自分だけの大切なものであることを理解する
 | * 日常生活の場面のイラストを示して、自分の体は自分だけのもので大切であることを伝える。例えば、けがをしたときは、痛くなくなるようにしたり、けがが治るようしたりすることで、自然と自分の体を大切にしていることを伝える。
 | 教材P. 2-5 |
| * 他の人の体も大切であることを理解する
 | * 自分の体と同様に、他の人の体も大切であることを伝える。
 | 教材P. 6 |
| * 本時の学習内容のねらいを理解する
 | * 自分の体を大切にするためにできることは何かを考えさせる。（例：ご飯を食べる、寝る、運動する等）
 | 教材P.7 |
| 展開 | * 自分だけの大切なところ（「水着で隠れる部分」等）を知る
 | * 水着で隠れる部分だけでなく、どのような場所が大切か考えさせ、口や顔、その他の部分を含め、自分の体は全てが大切であることを伝える。
 | 教材P. 8-10 |
| * 自分だけの大切なところは見せたり、触らせたりしてはいけないことを理解する
 | * 日常生活の場面のイラストを示して、自分だけの大切なところを守るためのルールを伝える。
 | 教材P. 11 |
| * 他の人の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけないことを理解する
 | * 日常生活の場面のイラストを示して、他の人の大切なところを守るためのルールを伝える。
 | 教材P. 12 |
| * 自分の体を触られて嫌な気持ちになる場面について考え、対応方法を知る
 | * 自分の体を触られてびっくりしたり、嫌な気持ちになったりする場面について考えさせる。
* 小学校4年生に対しては、小学校高学年向けの教材のP. 7「人とのきょり感って何だろう？」を用いて指導してもよい。

|  |
| --- |
| 距離感とは：自分の心と体は自分だけのものであり、他の人も同様である。互いに心と体を尊重できているかを確認するための言葉を「距離感」としている。 |

* 児童の間でスカートめくりやズボン下ろし等が行われている場面を見かけたときは、そうした行為も性暴力につながる可能性があることを念頭に、スカートめくりやズボン下ろし等も嫌な触り方／触られ方であることを伝える。
* 嫌な触られ方をしたときに相談する「安心できる大人」について考えさせ、例えば学校の教職員や、養護教諭、家族等がいることを伝える。
* 「変だな」、「嫌だな」と思う人にはついていってはいけないことを伝える。
* 自分の体に嫌な触られ方をしてしまっても、「触られた人が悪いわけではないよ」ということを伝える。
* 加害経験がある児童を責めるような発言をしてはならない。
 | 教材P. 13-17 |
| まとめ | * 嫌な触られ方をしたときの対処方法を考え、発表する
 | * 嫌な触られ方をしたときの対処方法を考え、発表させる。嫌な触られ方をしたときには、「いやだと言う」、「逃げる」、「安心できる大人に相談する」ことを確認する。
 | 教材P. 18 |

1. 授業の進め方の工夫、ワークシート活用のポイント

|  |
| --- |
| * 授業の進め方の工夫
* 本題材の中でキーワードとなる言葉（例：じぶんのからだはじぶんだけのものでとてもたいせつ）を黒板に書き、授業の内容を振り返りやすくする。
* 自分だけの大切なところについては、男の子と女の子の水着のイラストを黒板に貼って説明し、児童が視覚的にイメージしやすいようにするとともに、児童の印象に残るようにする。
* ワークシート活用のポイント
* 今日学んだことの振り返りをして発表させることで、学習内容の定着を図る。
 |

# 指導の手引き（小学校 高学年）

* 小学校 高学年におけるねらい

|  |
| --- |
| * 自分と他の人の大切なところ（「水着で隠れる部分」等）を守るルールを理解できるようにする。
* 水着で隠れる部分は、「プライベートゾーン」、「プライベートパーツ」といわれることもある。
* 心と体には距離感があるという認識を身に付け、他の人の気持ちを尊重した意思決定と行動選択ができるようにする。
* 距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。
* SNSで見えない相手とつながることの危険について考え、安全な意思決定と行動選択ができるようにする。
* お互いの気持ちを尊重し、よりよい人間関係を構築しようとする態度を養う。
 |

* 指導事例
1. 題材名「生命の安全教育」
2. 学年（目安）

小学校5年生～6年生

1. 使用教材

「生命の安全教育（小学校高学年）」

1. 題材について

|  |
| --- |
| * 題材設定の理由
* 小学校1年生～4年生の学習で身に付けた「自分と他の人の体を大切にする」という考え方をベースに、自分以外の他の人を尊重するための心と体の距離感を学び、自分と他の人を守る距離感のルールを理解することで、性暴力の加害者・被害者にならないための思考力を高める必要がある。
* 対等な関係性を理解することで、性暴力の加害者にならないための思考を身に付ける必要がある。
* 小学校高学年でスマートフォンを所持している児童や、パソコンを使用できる環境にある児童も多く、SNS等を介した性暴力被害を未然に防ぐため、事例を通してSNSの危険性を理解する必要がある。
* 指導上の留意点
* 自分と他の人の大切なところを守るルールを確認し、日常生活の場面を想定した事例を通して、自分を守り他の人を尊重するための心と体の距離感や、距離感が守られないときの対応方法、SNSの危険性について指導する。
* 実際の性暴力においては、水着で隠れる部分への接触だけでなく、体を撫でる、顔にキスをするといった行為が多いことを念頭に、「水着で隠れる部分」のみが大事であるという伝え方にならないよう注意する。
* 「性暴力」というテーマを取り扱う上での配慮・留意事項
* 家族や親族等から性暴力被害を受けている児童がいる可能性があることを意識した上で、授業を行う必要がある。
* 性暴力被害に遭ったもしくは遭っている児童がいる可能性を十分に考慮し、気分が悪くなった場合は授業中にいつでも退席してよいことを伝えるとともに、配慮が必要と思われる児童がいれば授業中の様子を特に注意深く見守る。可能であれば、養護教諭が授業に立ち会い、児童の様子を見て適宜フォローする。
* 過去に性暴力に遭った児童がいることを把握している場合、授業前に個別に声をかけて授業に参加するかどうかは自分で決めてよいと伝える。
 |

1. 展開

|  | 学習内容・活動 | 指導上の留意点 | 教材等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 導入 | * 自分だけの大切なところは、見せたり、触らせたりしてはいけないことを確認する
 | * 日常生活の場面のイラストを示して、自分だけの大切なところを守るためのルールを確認させる。
* 水着で隠れる部分だけでなく、どのような場所が大切か考えさせ、口や顔、その他の部分を含め、自分の体は全てが大切であることを伝える。
 | 教材P. 2-3 |
| * 他の人の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけないことを確認する
 | * 日常生活の場面のイラストを示して、他の人の大切なところを守るルールを確認させる。
 | 教材P. 4 |
| 展開 | * 自分の体は一番大切であり、自分の体と同様に他の人の体も大切であることを確認する
 | * 導入で学んだ内容について、児童の理解を確認する。
 | 教材P. 5-6 |
| * 人との距離感があることを知る
 | * 自分と他の人（家族や教員も含む）の間には心と体の距離感があること、尊重すべきことを日常生活の場面を想定した事例を通して理解させる。
* 児童の間でスカートめくりやズボン下ろし等が行われている場面を見かけたときは、そうした行為も性暴力につながる可能性があることを念頭に、スカートめくりやズボン下ろし等も「体の距離感が守られていない」といえることを伝える。

|  |
| --- |
| 距離感とは：自分の心と体は自分だけのものであり、他の人も同様である。互いに心と体を尊重できているかを確認するための言葉を「距離感」としている。 |

 | 教材P. 7 |
| * SNSにおいて、見えない相手とつながることの危険性を理解する
 | * スマートフォン所持率が高くなり、様々な情報を入手しやすくなることから、事例を通して、SNS等を介して性暴力被害が起き得る危険性があることに気付かせる。
* 性暴力被害に遭っても、「被害者は悪くない」ということを伝える。
 | 教材P. 8 |
| * 人との距離感が守られないときに取るべき行動を知るとともに、相談方法を身に付ける
 | * 人との距離感が守られない場合には、どのような行動を取るべきかを考えさせ、「いや」と言うことが大切であることや、誰に相談すればよいかを伝える。
 | 教材P. 9-10 |
| まとめ | * 自分と相手を大切にし、良好な関係性を築くためにはどうしたらよいか考える
 | * 良好な関係性を築くためにできることを考えさせる。
 | 教材P. 11 |

1. 授業の進め方の工夫、ワークシート活用のポイント

|  |
| --- |
| * 授業の進め方の工夫
* 本題材の中でキーワードとなる言葉（例：自分の体は一番大切）を黒板に書き、授業の内容を振り返りやすくする。
* ワークシート活用のポイント
* 今日学んだことの振り返りをして発表させることで、学習内容の定着を図る。
 |

# 指導の手引き（中学校）

* 中学校におけるねらい

|  |
| --- |
| * 心と体には距離感があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。
* 距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。
* 性暴力の例や背景を理解し、デートDV、SNSで見えない相手とつながることの危険性について考え、安全な意思決定ができるようにする。
* お互いの気持ちを尊重し、よりよい（望ましい）人間関係を構築しようとする態度を養う。
 |

* 指導事例
1. 題材名「生命の安全教育」
2. 学年（目安）

中学校1年生～3年生

1. 使用教材

「生命の安全教育（中学校）」

1. 題材について

|  |
| --- |
| * 題材設定の理由
* 中学校での性暴力は、加害者に優位性がある状況での被害が多く、生徒間での性暴力も増加する。また、インターネットへのアクセスが容易になりSNS等を介した被害も発生する。
* 被害が増える一方で、大人に相談するのが難しくなりやすく、一人で抱え込むことがある。性暴力が起こる背景についても学び、自分が被害に遭った場合に信頼できる大人に話す等対処の方法を身に付ける必要がある。
* 自分や相手、一人一人を尊重することにより、加害者、被害者、傍観者にならないための思考や態度を身に付ける必要がある。
* 指導上の留意点
* 身近な事例等を用いて学習することで、性暴力の実態を知り、何が性暴力なのか気付けるようにする。ただし、生徒の中には被害者がいる可能性を念頭に置き、説明の際の表現には十分注意が必要である（後述）。
* 性暴力は、年齢や性別を問わず起こることを伝える。
* 加害者が身近な人である場合も少なくない。見知らぬ大人（特に男性）のみが危険と決めつけないようにしなければならない。
* 他人との適切な距離感や対等な関係の大切さを理解させ、性暴力が起こる背景を考えさせる。被害者にならないようにするためにはどうしたらよいか考えを深めるとともに、加害者・傍観者にもならないよう意識づけをする。
* 生徒の性行為については、たとえ合意がある場合であっても、性感染症のリスクや、妊娠によって生じる社会的責任や生活の変化に対応できるかどうか等について、発達段階を踏まえて、必要に応じて適宜指導する。
* 「性暴力」というテーマを取り扱う上での配慮・留意事項
* すでに被害を受けている生徒がいるかもしれないと意識すること。授業の中で、二次被害を受けることのないよう配慮が必要である。
* 過去に性暴力に遭った生徒がいることを把握している場合、授業前に個別に声をかけて授業に参加するかどうかは自分で決めてよいと伝える。また、学校側が把握していなくても、性暴力の被害に遭ったもしくは遭っている生徒がいる可能性を十分に考慮し、気分が悪くなった場合は授業中にいつでも退席してよいことを伝えるとともに、配慮が必要と思われる生徒がいれば授業中の様子を特に注意深く見守る。可能であれば、養護教諭が授業に立ち会い、生徒の様子を見て適宜フォローする。
* 授業後に生徒からの相談があった場合のフォローアップについて、校内の関係者（担任、養護教諭、スクールカウンセラー、管理職等）で情報共有を行っておく。
 |

1. 展開

|  | 学習内容・活動 | 指導上の留意点 | 教材等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 導入 | * 学習上の注意点
 | * 学習中に不調を来して退出したい等の場合は教師に申し出てよいこと等を伝える。
 | － |
| * 授業のねらいや全体像を知る
 | * 授業のねらいと授業内容を説明する。
 | 教材P. 1 |
| 展開 | * よりよい人間関係について理解する
 | * よい人間関係とはどのようなものか問いかけ、生徒に考えさせる。
* 距離感の種類を例示することで、目に見えない人との距離感の概念について伝える。
* 距離感が守られていないときはどのようにすればよいかを生徒に考えさせ、自他の距離感を守ることの大切さを理解させる。

|  |
| --- |
| 距離感とは：自分の心と体は自分だけのものであり、相手も同様である。互いに心と体を尊重できているかを確認するための言葉を「距離感」としている。 |

 | 教材P. 2-5 |
| * 性暴力の実態を知る
 | * 性暴力にはどのようなものがあるか、接触型暴力と非接触型暴力を例示する。
* 電車通学の生徒が多い等、各校の実態に応じて痴漢被害について言及してもよい。
* 事例は生徒の実態に応じて準備し、登場人物を同世代とすることで性暴力が身近な問題であることに気付かせる。
* SNSやインターネット上に載せた画像や動画は、見た人が勝手に保存する等、あとで消すことが難しくなることを伝える。
* 性暴力に性別は関係ないことを伝える。
* 被害に遭うと心身に様々な傷を負うことを共有し、被害者が訴えにくい状況にあることを伝える。
* 非対等な人間関係が、性暴力につながる可能性があることを伝える。
* 加害者、被害者、傍観者にならないために、交際相手の写真を事例に、よりよい人間関係を築くことで性暴力防止につながることを伝える。
 | 教材P. 6-11補足資料 |
| * 被害に遭ったときの対応を身に付ける
 | * 被害に遭ったら、どのように対応すればよいかを伝える。
* 友人から相談された場合も、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者など信頼できる人に相談することをすすめる。
 | 教材P. 12-14 |
| * ワーク
 | * 補足資料のデートDV、SNSの危険性の事例（適宜選択）をもとに、登場人物の気持ちを考えさせ、被害に遭わない方法や加害者にならないようにするにはどうすればよいかを考えさせる。
* グループ内でお互いの考えを交流し、どのようにすれば被害に遭わないか、加害者にならないかを話し合わせる。
 | ワークシート（任意） |
| まとめ | * 全体のまとめ
 | * グループごとに記入した感想や気が付いたことを発表させる。
* 相談機関について補足説明する。
* 相手の気持ちを尊重すると、よい人間関係を築けることを再確認する。
 | 配布資料 |

1. 授業の進め方の工夫、ワークのポイント

|  |
| --- |
| * 授業の進め方の工夫
* 事例は、被害者が中学生、部活での出来事等、身近にありそうな設定にして他人事にならないようにする。
* 性暴力は、対等な人間関係が崩れて「上下・主従関係」が生まれることで起こると理解させることが重要である。そのため、教師と生徒も人として対等な関係であることを意識しながら、授業を進める必要がある。
* 教師からの一方向のみではなく、教師と生徒の双方向や生徒間での対話が生まれるよう、ワーク等を取り入れる。
* ワークを行う際のポイント
* 生徒が、他の人の考え方を尊重しながら、意見や考えの違いを認め合うようにする。
* 特に配慮が必要と思われる生徒がいれば、グループ分けにあたり十分考慮する。
* 被害経験のある生徒がいる可能性を考慮し、気分が悪ければ無理にワークに参加しなくてよいことを伝える。
* 共学で授業を行う場合は、グループ内の性別が偏らないように留意する。
* 授業の感想として被害経験を伝えてくる生徒がいる可能性を考慮し、授業の感想シート等を回収する際は、他の生徒に内容を読まれないよう十分注意する。
 |

1. 参考資料

|  |
| --- |
| * 内閣府「令和2年度男女間における暴力に関する調査」

<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html>* 内閣府「人と人とのよりよい関係をつくるために　交際相手とのすてきな関係をつくっていくには」

<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/violence_research/yobou/kyozai.html> |

# 指導の手引き（高校）

* 高校におけるねらい

|  |
| --- |
| * 心と体には距離感があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。
* 距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。
* 性暴力の例、背景、現状のデータを理解し、デートDV、SNSで見えない相手とつながることの危険性、セクシュアルハラスメント、JKビジネスについて考え、安全な意思決定ができるようにする。
* 二次被害の例や背景を理解し、被害者の気持ちを尊重して、二次被害が起きないための発言や行動ができるようにする。
* お互いの気持ちを尊重し、よりよい（望ましい）人間関係を構築しようとする態度を養う。
 |

* 指導事例
1. 題材名「生命の安全教育」
2. 学年（目安）

高校1年生～3年生

1. 使用教材

|  |
| --- |
| * 教材
* 「生命の安全教育（高校）」
* 授業で活用可能なその他教材（例）
* 内閣府「令和2年度男女間における暴力に関する調査」

<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html> |

1. 題材について

|  |
| --- |
| * 題材設定の理由
* 高校での性暴力は、人間関係が広がる中で、学校の先輩・同級生・後輩、交際相手、指導者等、身近な人から性暴力を受ける場合が多い。
* 被害が増える一方で、大人に相談するのが難しくなりやすく、一人で抱え込むことがある。性暴力が起こる背景についても学び、自分が被害に遭った場合に信頼できる大人に話す等対処の方法を身に付ける必要がある。
* 自分や相手、一人一人を尊重することにより、加害者、被害者、傍観者にならないための思考や態度を身に付ける必要がある。
* 指導上の留意点
* 身近な事例や性暴力被害に関するデータ等を用いて学習することで、性暴力の実態を知り、自分自身も被害者や関係者になり得ることを理解させる。ただし、生徒の中には被害者がいる可能性を念頭に置き、説明の際の表現には十分注意が必要である（後述）。
* 性暴力は、年齢や性別を問わず起こることを伝える。
* 加害者が身近な人である場合も少なくない。見知らぬ大人（特に男性）のみが危険と決めつけないようにしなければならない。
* 他人との適切な距離感や対等な関係の大切さを理解させ、性暴力が起こる背景を考えさせる。被害者にならないようにするためにはどうしたらよいか考えを深めるとともに、加害者・傍観者にもならないよう意識づけをする。
* 性暴力の被害の影響を伝え、性暴力の責任は加害者にあり被害者に責任を押し付けないこと、二次被害を生まないための周りの行いについて考えさせる。
* 生徒の性行為については、たとえ合意がある場合であっても、性感染症のリスクや、妊娠によって生じる社会的責任や生活の変化に対応できるかどうか等について、発達段階を踏まえて、必要に応じて適宜指導する。
* 「性暴力」というテーマを取り扱う上での配慮・留意事項
* すでに被害を受けている生徒がいるかもしれないと意識すること。授業の中で、二次被害を受けることのないよう配慮が必要である。
* 過去に性暴力に遭った生徒がいることを把握している場合、授業前に個別に声をかけて授業に参加するかどうかは自分で決めてよいと伝える。また、学校側が把握していなくても、性暴力の被害に遭ったもしくは遭っている生徒がいる可能性を十分に考慮し、気分が悪くなった場合は授業中にいつでも退席してよいことを伝えるとともに、配慮が必要と思われる生徒がいれば授業中の様子を特に注意深く見守る。可能であれば、養護教諭が授業に立ち会い、生徒の様子を見て適宜フォローする。
* 授業後に生徒からの相談があった場合のフォローアップについて、校内の関係者（担任、養護教諭、スクールカウンセラー、管理職等）で情報共有を行っておく。
 |

1. 展開

|  | 学習内容・活動 | 指導上の留意点 | 教材等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 導入 | * 学習上の注意点
 | * 学習中に不調を来して退出したい等の場合は教師に申し出てよいこと等を伝える。
 | － |
| * 授業のねらいや全体像を知る
 | * 授業のねらいと授業内容を説明する。
 | 教材P. 1 |
| 展開 | * よりよい人間関係について理解する
 | * よい人間関係とはどのようなものか問いかけ、生徒に考えさせる。
* 距離感の種類を例示することで、目に見えない人との距離感の概念について伝える。
* 距離感が守られていないときはどのようにすればよいかを生徒に考えさせ、自他の距離感を守ることの大切さを理解させる。

|  |
| --- |
| 距離感とは：自分の心と体は自分だけのものであり、相手も同様である。互いに心と体を尊重できているかを確認するための言葉を「距離感」としている。 |

 | 教材P. 2-5 |
| * 性暴力の実態を知る
 | * 性暴力にはどのようなものがあるか、接触型暴力と非接触型暴力を例示する。
* 電車通学の生徒が多い等、各校の実態に応じて痴漢被害について言及してもよい。
* 自身も被害者や関係者になり得るという現状について、性暴力被害に関するデータを用いて伝える。
* 事例は生徒の実態に応じて準備し、登場人物を同世代とすることで、性暴力が身近な問題であることに気付かせる。
* SNSやインターネット上に載せた画像や動画は、見た人が勝手に保存する等、あとで消すことが難しくなることを伝える。
* 性暴力に性別は関係ないことを伝える。
* 被害に遭うと心身に様々な傷を負うことを共有し、被害者が訴えにくい状況にあることを伝える。
* 生徒の状況を踏まえた上で、必要に応じて、性暴力により妊娠したり性感染症にかかったりする場合もあることを伝える。
* 非対等な人間関係が、性暴力につながる可能性があることを伝える。
* 加害者、被害者、傍観者にならないために、交際相手の写真を事例に、よりよい人間関係を築くことで性暴力防止につながることを伝える。
* 二次被害の例や背景を伝える。
 | 教材P. 6-14補足資料 |
| * 被害に遭ったときの対応を身に付ける
 | * 被害に遭ったら、どのように対応すればよいかを伝える。
* 友人から相談された場合も、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者など信頼できる人に相談することをすすめる。
 | 教材P. 15-17 |
| * ワーク
 | * 補足資料のデートDV、SNSの危険性、セクシュアルハラスメント、JKビジネスの事例（適宜選択）をもとに、登場人物の気持ちを考えさせ、被害に遭わない方法や加害者にならないようにするにはどうすればよいかを考えさせる。
* グループ内でお互いの考えを交流し、どのようにすれば被害に遭わないか、加害者にならないかを話し合わせる。
 | ワークシート（任意） |
| まとめ | * 全体のまとめ
 | * グループごとに記入した感想や気が付いたことを発表させる。
* 相談機関について補足説明する。
* 相手の気持ちを尊重すると、よい人間関係を築けることを再確認する。
 | 配布資料 |

1. 授業の進め方の工夫、ワークのポイント

|  |
| --- |
| * 授業の進め方の工夫
* 事例は、被害者が高校生、アルバイト先や部活での出来事等、身近にありそうな設定にして他人事にならないようにする。
* 性暴力は、対等な人間関係が崩れて「上下・主従関係」が生まれることで起こると理解させることが重要である。そのため、教師と生徒も人として対等な関係であることを意識しながら、授業を進める必要がある。
* 教師からの一方向のみではなく、教師と生徒の双方向や生徒間での対話が生まれるよう、ワーク等を取り入れる。
* ワークを行う際のポイント
* 生徒が、他の人の考え方を尊重しながら、意見や考えの違いを認め合うようにする。
* 特に配慮が必要と思われる生徒がいれば、グループ分けにあたり十分考慮する。
* 被害経験のある生徒がいる可能性を考慮し、気分が悪ければ無理にワークに参加しなくてよいことを伝える。
* 共学で授業を行う場合は、グループ内の性別が偏らないように留意する。
* 授業の感想として被害経験を伝えてくる生徒がいる可能性を考慮し、授業の感想シート等を回収する際は、他の生徒に内容を読まれないよう十分注意する。
 |

1. 参考資料

|  |
| --- |
| * 内閣府「人と人とのよりよい関係をつくるために　交際相手とのすてきな関係をつくっていくには」

<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/violence_research/yobou/kyozai.html> |

# 指導の手引き（高校卒業直前）

* 高校（特に卒業直前の生徒）におけるねらい

|  |
| --- |
| * 性暴力が起こる背景や、現状のデータ、具体的な事例を通して、性暴力について正しく理解できるようにする。
* 性暴力の被害に遭いそうになったとき、もしくは被害に遭ったときに取るべき行動を理解し、適切に対応できるようにする。
* 性暴力の加害者・傍観者にならないようにするために、性暴力は決して許されないものであることを理解し、適切な意思決定ができるようにする。
 |

* 指導事例
1. 題材名「生命の安全教育」
2. 学年（目安）

高校3年生

1. 使用教材

|  |
| --- |
| * 教材
* 「生命の安全教育（高校卒業直前）」
* 高校卒業前に啓発資料として配布し、卒業前の生徒の実情等を踏まえて必要に応じて指導するものとする。
* 授業で活用可能なその他教材・資料（例）
* 内閣府「令和2年度男女間における暴力に関する調査」

<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html> |

1. 題材について

|  |
| --- |
| * 題材設定の理由
* 性暴力は身近な問題であり、知り合いから性暴力を受ける場合が多いことを理解する必要がある。
* 生徒は高校卒業後の進学先や職場等で、性暴力に遭う可能性があり、被害を未然に防ぐためにできることや、被害に遭った場合の対処法を事前に理解する必要がある。
* 被害が起きないような環境づくりが重要であり、加害者、傍観者にならないための思考や態度を身に付ける必要がある。
* 指導上の留意点
* 性暴力について正しく理解できるよう、定義や現状、事例等を交えて指導する。性暴力被害に関するデータを紹介することで、被害が身近に起きていることを生徒が実感する上での一助となる。また、必要に応じて性暴力に関連する刑法の条文（後述）も紹介する。ただし、生徒の中には被害者がいる可能性を念頭に置き、説明の際の表現には十分注意が必要である。
* 性暴力が起きる原因を考えさせ、被害が起きないためにはどうしたらよいかについて考えを深めさせる。また、加害者・傍観者にならないために何ができるかを考えさせて、意識づけを行う。
* 生徒の性行為については、たとえ合意がある場合であっても、性感染症のリスクや、妊娠によって生じる社会的責任や生活の変化に対応できるかどうか等について、発達段階を踏まえて、必要に応じて適宜指導する。
* 「性暴力」というテーマを取り扱う上での配慮・留意事項
* すでに被害を受けている生徒がいるかもしれないと意識すること。授業の中で、二次被害を受けることのないよう配慮が必要である。
* 過去に性暴力に遭った生徒がいることを把握している場合、授業前に個別に声をかけて授業に参加するかどうかは自分で決めてよいと伝える。また、学校側が把握していなくても、性暴力の被害に遭ったもしくは遭っている生徒がいる可能性を十分に考慮し、気分が悪くなった場合は授業中にいつでも退席してよいことを伝えるとともに、配慮が必要と思われる生徒がいれば授業中の様子を特に注意深く見守る。可能であれば、養護教諭が授業に立ち会い、生徒の様子を見て適宜フォローする。
* 授業を通じて生徒が、被害に遭っているので相談したいと思ったり、あるいは自分が性暴力に遭ったことに気づいたりする可能性がある。困ったことがあれば周りの信頼できる人や専門機関に相談するよう生徒に伝える。
 |

1. 展開

|  | 学習内容・活動 | 指導上の留意点 | 教材等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 導入 | * 学習上の注意点
 | * 学習中に不調を来して退出したい等の場合は教師に申し出てよいこと等を伝える。
 | － |
| * 授業のねらいや全体像を知る
 | * 授業のねらい、授業で取り扱われる内容の全体像を説明する。
 | 教材P. 1 |
| 展開 | * 性暴力とは何かを知る
 | * 生徒によって前提知識が異なる可能性があることも考慮しつつ、基本的知識を伝える。
* 性暴力は人権侵害で決してあってはならないものであること、被害者は悪くないことを伝える。
 | 教材P. 2 |
| * 性暴力のデータ、事例、その背景等を理解する
 | * 性暴力が身近で起きていることを説明する。
* 事例や背景の説明を通じて、どのようなことが性暴力にあたり、なぜそのようなことが起こるのかを伝える。
 | 教材P. 2-3 |
| * 性暴力が起きないようにするために、良好な関係性の構築が重要であることや、同意のない行為は性暴力であることを理解する
 | * 性暴力が起きないようにするためのポイントを説明する。
* 周りの人の心と体を大切にするためにできることについて、ペアワークやグループワークで考えさせる時間を取ってもよい。
 | 教材P. 3 |
| * 性暴力の被害に遭ったとき、相談を受けたとき、見かけたときに取るべき行動を理解する
 | * 被害に遭ったときには、一人で抱え込まず、専門機関や信頼できる人に相談することを伝える。
* 相談を受けたときに二次被害を防ぐこと、見かけたときに可能であれば介入することの大切さを伝える。
 | 教材P. 4 |
| まとめ | * 全体のまとめ
 | * 性暴力をなくすためには、お互いの心と体を大切にすることが重要であると伝える。
* 授業の感想や考察等を、任意の用紙に自由に記入させて、回収してもよい。
 | － |

1. 授業の進め方の工夫、ワークのポイント

|  |
| --- |
| * 授業の進め方の工夫
* 必要に応じて、性暴力のデータや事例等を掲示して説明する。
* 性暴力は、対等な人間関係が崩れて「上下・主従関係」が生まれることで起こると理解させることが重要である。そのため、教師と生徒も人として対等な関係であることを意識しながら、授業を進める必要がある。
* 教師からの一方向のみではなく、教師と生徒の双方向や生徒間での対話が生まれるよう、質問や挙手等を交えながら授業を行う。
* ワーク（任意）を行う際のポイント
* 生徒が、他の人の考え方を尊重しながら、意見や考えの違いを認め合うようにする。
* 特に配慮が必要と思われる生徒がいれば、グループ分けにあたり十分考慮する。
* 共学で授業を行う場合は、グループ内の性別が偏らないように留意する。
* 授業の感想として被害経験を伝えてくる生徒がいる可能性を考慮し、授業の感想シート等を回収する際は、他の生徒に内容を読まれないよう十分注意する。
 |

1. 参考資料

|  |
| --- |
| * 内閣府「人と人とのよりよい関係をつくるために　交際相手とのすてきな関係をつくっていくには」<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/violence_research/yobou/kyozai.html>
 |

1. 参考情報

|  |
| --- |
| 刑法<https://elaws.e-gov.go.jp/document?law_unique_id=140AC0000000045_20200401_430AC0000000072>〈関連条文（抜粋）〉（不同意わいせつ）第百七十六条　次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。一　暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。二　心身の障害を生じさせること又はそれがあること。三　アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。四　睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。五　同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。六　予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。七　虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。八　経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。２　行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。３　十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。（不同意性交等）第百七十七条　前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの（以下この条及び第百七十九条第二項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。２　行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。３　十六歳未満の者に対し、性交等をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。 |

# 指導の手引き（特別支援教育）

　障害のある児童生徒等に対する指導に当たっては、障害の状態等を考慮し、指導内容や指導方法を工夫することが必要である。その指導の参考となるよう、以下では、特に知的障害のある児童生徒等に対する指導について記述している。

* 特別支援教育におけるねらい

|  |
| --- |
| * 自分と相手の大切なところ（「水着で隠れる部分」等）を守るルールを理解できる。
* 「じぶんのからだ」も「ほかのひとのからだ」も大切であることを理解し、安全な意思決定や、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。
* 嫌な触られ方をしたときや、自分の心と体が守られていないと感じたときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができる。
 |

* ただし、知的発達の状態により習熟度は異なるため、指導者においては上記を参考に一人一人の児童生徒等に対する指導目標を検討することが必要である。
* 指導事例
1. 実施場面

発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を適宜実施する。

1. 使用教材

「生命の安全教育（小学校低・中学年、小学校高学年、中学校）」

1. 実施方法

性暴力というテーマは、内容によっては各校が定める教育課程内の授業で扱うことが難しい可能性があるため、放課後等における生徒相談等において本教材を工夫して活用し、個別指導を実施する。

指導の際は、教材の全ての内容を児童生徒等に伝えるのではなく、児童生徒等の実態を踏まえて教材の中から必要な内容を精選した上で対応する。

1. 指導について

|  |
| --- |
| * 指導の理由
* 児童生徒等が性暴力の当事者にならないよう、正しい知識や思考（自分だけの大切なところ、自分と相手を大切にすること等）を児童生徒等に伝える必要がある。
* 障害者が関わる性暴力については、知的障害等により性暴力として認識しづらいため、潜在化しやすいと言われている。障害のある児童生徒等が、どのような行動が性暴力であるかを理解し、被害加害について正しく認識できるようにする必要がある。
* 障害のある児童生徒等においてもSNS等を通じて性暴力被害に遭うケースがあり、SNS等を利用する際に気を付けることや、困ったときの対応方法を伝える必要がある。
* 指導上の留意点
* 指導に当たっては、学習指導要領に示されている性に関する指導の内容や、各都道府県等で作成されている手引き等を十分に踏まえるものとする。
* 児童生徒等や保護者から相談が寄せられていなくても、児童生徒等が気になる行動をしている場合には個別指導を行う。
* 学校教育全体で性暴力防止に向けた教育に取り組み、身近な生活に結び付けやすい場面から、繰り返し指導を行うことが大切である。
 |

1. 教材について
* 教材の内容について

各段階の教材内容を以下に示す。

| 段階 | 内容 |
| --- | --- |
| 小学校 | 低・中学年 | * 「じぶんのからだ」も「ほかのひとのからだ」もたいせつ
* じぶんだけのたいせつなところ
* じぶんのたいせつなところに、だれかがさわってきたら、どうする？
 |
| 高学年 | * 自分だけの大切なところ
* 自分とほかの人を守るためのルール
* 自分とほかの人とのきょり感が守られないときの対応方法
* SNSを使うときに気をつけること
 |
| 中学校 | * よりよい人間関係ってなんだろう？
* 性的な暴力とは？
* もし性的な暴力の被害にあったら…
 |

* 教材を活用する上での工夫

　知的障害のある児童生徒等に対して指導を行うに当たり、小学校等向けに作成された教材を活用することが考えられるが、その場合には障害の状態を踏まえて教材を工夫することが必要である。

|  |
| --- |
| （小学校低・中学年向け教材を活用する場合の例）* 教材の工夫
* 「自分の体も相手の体も大切であること」や、「じぶんだけの大切なところ（水着で隠れる部分等）」は、性暴力防止の根幹を成す考え方であり、児童生徒等に繰り返し正しく伝えることが大切である。
* 児童生徒等がイメージできない言葉がある可能性があるため、児童生徒等の発達段階や障害の状態等に応じて、平易な言葉に置き換えて説明する。
* 必要に応じて、困ったときの対応方法について実践練習（ロールプレイ等）をさせる。
* 指導上の工夫
* 日常生活の場面に結び付けながら説明することで、児童生徒等が指導内容について具体的にイメージし、理解できるようにする。
* 個別指導の最後に、じぶんだけの大切なところがどこかを児童生徒等に問いかけるなど、指導内容の振り返りを行ってもよい。
 |

|  |
| --- |
| （小学校高学年向け教材を活用する場合の例）小学校低・中学年（前述）と同様の工夫をした上で、小学校高学年向けの教材を活用する際には以下の工夫も行う。* 教材の工夫
* 必要に応じて漢字にルビをふる。
* 児童生徒等がイメージできない言葉（距離感等）がある場合は、わかりやすくかみ砕いて説明する。
* 距離感：自分の心と体は自分だけのものであり、相手も同様である。互いに心と体を尊重するためには、それぞれが心地よいと感じる他人との距離があり、その距離を取ることができているかを確認するための言葉を「距離感」としている。
* 指導上の工夫
* すでにSNSを積極的に利用している児童生徒等もいることに鑑み、個別指導する児童生徒等のSNS等の利用状況を聞いた上で、SNS等を利用する際に気を付けることや困ったときの対応方法を説明する。
 |

|  |
| --- |
| （中学校向け教材を活用する場合の例）* 教材の工夫
* 必要に応じて漢字にルビをふる。
* 生徒等がイメージできない言葉（距離感、デートDV等）がある場合は、わかりやすくかみ砕いて説明する。
* 距離感：自分の心と体は自分だけのものであり、相手も同様である。互いに心と体を尊重するためには、それぞれが心地よいと感じる他人との距離があり、その距離を取ることができているかを確認するための言葉を「距離感」としている。
* デートDV：交際している相手との間に起こる暴力のことである。殴る、蹴るといった体に対する暴力や、相手を思いどおりにする、一方的に言うことを聞かせようとするといった心に対する暴力等がある。自分が嫌だと思ったことは嫌だと言えることや、相手の嫌がることはしないこと等を、生徒等に対して平易な言葉で伝えることが大切である。
* 事例等を用いて、どのような点が危険であるか、どのように対応するのがよいかを生徒等に考えさせてもよい。
* 必要に応じて、困ったときの対応方法について実践練習（ロールプレイ等）をさせる。
* 指導上の工夫
* 日常生活の場面に結び付けながら説明することで、生徒等が指導内容について具体的にイメージし、理解できるようにする。
* 性暴力に関する正しい知識をどの程度持っているかは、生徒等の発達段階や障害の状態、指導する時点までの生活様式等に応じて個人差がある。そのため、状況によっては、小学校向けの教材に記載されている「自分の体も相手の体も大切であること」「じぶんだけの大切なところ（水着で隠れる部分等）」等の内容を振り返った上で、デートDVやSNSの危険性等を伝えていくことが必要である。
* すでにSNSを積極的に利用している生徒等もいることに鑑み、個別指導する生徒等のSNS等の利用状況を聞いた上で、SNS等を利用する際に気を付けることや困ったときの対応方法を説明する。
* 個別指導の最後に、指導内容の振り返りを行ってもよい。
 |

1. 児童生徒等から相談を受けた場合の対応のポイント

|  |
| --- |
| 「指導の手引き（概論）」の「児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント（各段階共通）」の内容を踏まえて、児童生徒等への対応を行う。また、特別支援教育における児童生徒等への相談対応として特に留意が必要な点を以下に示す。* 知的障害のある児童生徒等の発言内容をしっかりと把握できるよう、最後まで話を聞くことが大切である。また相談を受けた際には、児童生徒等が大げさな説明をしている等の先入観をもたないように気を付ける必要がある。
* 性暴力について、本人が加害や被害として認識していない場合がある。そのため、本人が加害や被害であると認識できるよう、本人に分かりやすく伝えることが必要である。
* 被害に遭った児童生徒等が過度に不安に感じないよう、必要に応じてスクールカウンセラー等の心理の専門家等と連携し、心のケアに当たることが重要である。また、学校だけで解決しようとせず、児童相談所等の外部の専門機関と連携して対応することが重要である。
 |

1. 保護者への対応

|  |
| --- |
| * 障害がある児童生徒等（特に知的障害がある児童生徒等）への指導に当たっては、保護者の理解を得て、保護者と連携しつつ児童生徒等に対応することが重要である。
* 事前に保護者に対して指導内容を説明し、理解を得ることが望ましい。緊急対応の場合は、指導内容を速やかに保護者に説明する。
* 必要に応じて家庭で担うポイントを紹介し、実践いただく。
* 保護者から気になることや相談したいこと等を適宜伝えていただき、個別指導が必要な児童生徒等に迅速かつ適切に対応できるようにする。
* 保護者から相談を受けた場合は、児童生徒等への対応を行うとともに、保護者への対応も行う。また、状況に応じて専門機関の紹介を行う。
 |

以上